

参考資料

1. 高山市環境基本条例(平成7年3月20日条例第32号)

高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然と共生しながら世界に誇る文化を形成した先人の知恵を活かしつつ、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進しなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進しなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関

参考資料

すること。

(3) 地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。

(4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ高山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、豊かで快適な環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が、豊かで快適な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の推進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全及び創造のための自主的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(環境情報の提供)

第 12 条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市の指導等)

第 13 条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し、支援、指導、勧告、助言等を行うことができる。

(国、県、他の市町村、国際機関等との協力)

第 14 条 市は、必要があると認められるときは、国、県、他の市町村、国際機関等(以下「国等」という。)と協力して施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(環境影響評価)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(高山市環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高山市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第 7 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(高山市の緑を守り育てる条例の一部改正)

第 2 条 高山市の緑を守り育てる条例(昭和 52 年高山市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

参考資料

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第7条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

(高山市市街地景観保存条例の一部改正)

第3条 高山市市街地景観保存条例(昭和47年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第12条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

附 則(平成11年12月7日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2. 高山市環境審議会

(任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日)

役職名	氏 名
会 長	梶 井 正 美
副会長	河 渡 正 暁
委 員	大 森 清 孝
委 員	蒲 池 謙 治
委 員	大 洞 久
委 員	小 林 正 直
委 員	清 水 ますみ
委 員	岩 本 洋 子
委 員	今 井 哲 子
委 員	寺 田 俊 明
委 員	中 川 正
委 員	今 井 久和子
委 員	都 竹 雅 弘
委 員	森 口 弘 樹
委 員	森 島 嘉 人

用語集

【あ行】

アイエスオー14001 (ISO14001)

スイスに本部を置く国際標準化機構(ISO)によって制定された環境マネジメントに関する国際規格で、企業や自治体等が環境負荷を減らす仕組みを持っているかどうかを評価し、認証するシステムのこと。ISO14001を認証取得することにより、組織内に環境意識を意識付けるだけでなく、対外的にも環境に対して取り組みを行っていることが証明される。

アイドリングストップ

エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制のため、駐停車中に自動車のエンジンを停止すること。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のこと。「せきめん」「いしわた」と呼ばれるもので、その繊維は極めて細く飛散しやすく、人が長期間大量に吸入することで肺がん等を発症する可能性があるため、昭和50年に原則禁止され、現在は製造等が禁止されている。

イーエスディー (ESD : 持続可能な開発のための教育)

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称で、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。国連総会において、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)がその推進機関に指名された。

いのちの森づくり

土地本来の樹種による本物の森をつくることに、市民が参加することで、いのちを守り遺伝子を繋ぐ森の役割と生物多様性保全について理解を深めることを目的に行う取り組みのこと。

一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場等事業所から排出される産業廃棄物と区別されている。産業廃棄物に指定されている19種類を除いた、商店、事務所、工場等から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物という。

美しいふるさと認証制度

ふるさとの有形無形の伝統文化や文化財の保存活用、または美しい景観の保全などを目的とした団体や個人の活動を認証する制度。住民の郷土愛の醸成や地域の持続的な維持発展ならびに今

後の活動に対する士気の高揚を目指すもの。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

エコドライブ

運転時にアイドリングを控えたり、急ハンドルや無理な追い越しをしないなど、注意深い運転方法を行うことにより、燃料消費を節約し、二酸化炭素の排出を低減する環境に配慮した自動車運転方法のこと。

エコマーク

環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークのこと。(財)日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業(エコマーク事業)のシンボルとして制定され、「私達の手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。

エスコ事業(ESCO事業)

事業所等のエネルギー使用者に対し、省エネルギーの提案や機器導入などによる光熱水費等の削減を行い、削減したコストの一部を報酬として受け取るビジネス形態のこと。

エスディージーズ(SDGs)

平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標のことで、持続可能な開発目標を意味する「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットが決められている。

エヌジーオー(NGO)

非政府組織、民間公益団体ともいい、政府の活動と区別され、非営利の立場から地球規模の問題に取り組む、市民レベルの国際協力組織のこと。

エヌピーオー(NPO)

環境、福祉、まちづくり、国際交流など様々な分野で社会貢献活動に取り組む民間非営利団体のこと。この中で特に環境問題に取り組んでいる団体を環境NPOと呼ぶ。

エルイーディー(LED)

LEDとは発光ダイオード(Light Emitting Diodes)の略であり、照明、電球、ライト、テレビ等幅広い分野で利用されている。省エネ、長寿命などメリットが多く環境保護、地球温暖化防止の観点からも意味は大きいとされている。

オゾン層

オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体のこと。成層圏（10～50km）に多く存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護している。また成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっている。近年、フロン等に起因する塩素、窒素によるオゾン層の破壊が進行し、有害紫外線の増加が懸念されている。

温室効果ガス

海や陸等、地球の表面から宇宙へ向かう熱エネルギー（赤外線）を閉じ込めて大気の気温を上昇させる性質（温室効果）を持つガスのこと。代表的な温室効果ガスに、二酸化炭素、メタン等がある。

【か行】

革新的なエネルギー高度利用技術

新エネルギーには含まれないものの、再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に貢献する新規技術として、その普及を図ることが必要とされるもの。

化石燃料

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことで、動植物等の死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱により変成されてできたもの。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

カーボン・オフセット

市民、企業、NPOやNGO、自治体等の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

カワゲラウォッチング

小中学生や高校生、水質保全団体等の参加を得て身近な河川に棲む生物を調べることにより、河川の水質に対する理解や水質の保全及び浄化の重要性に対する認識を深めることを目的に実施する水生生物による水質調査のこと。

川の日

河川と国民との関わりとその歴史、河川の持つ魅力等について、広く国民の理解と関心を深めることにより、河川行政が地域住民との連携・協調の下で展開されることを目的として国が定めた日。旧河川法及び砂防法の制定により確立された近代河川制度の100周年にあたる平成8(1996)年から、七夕の天の川伝説にちなみ毎年7月7日を「川の日」として制定した。

環境影響評価制度

道路、空港、ダム事業などのような大規模な開発行為は、環境に著しい影響を及ぼす恐れがあるため、事前に環境への影響を十分に調査、予測、評価し、その結果を公表して、地域住民等関係者の意見を聞くなどの環境への配慮を行う総合的な手続きのこと。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい、環境に関する基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌、ダイオキシン類、騒音等に係る環境基準が定められている。

環境基本法

環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承など」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築など」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにした。平成5(1993)年11月12日に成立、同11月19日に公布、施行。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げ、自主的に実践活動に参加することを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のこと。

環境マネジメント

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を、計画、実行、評価することをいい、環境管理といわれるもの。環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録、点検し、見直しするという一連の作業を、環境マネジメントシステムと呼ぶ。

間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定

都市部における間伐材を始めとする国産材の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化および低炭素社会の実現に貢献することを目的とした協定のこと。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動の影響は既に様々なところに現れていて、今後さらに深刻化するお

それがあつため、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応を初めて法的に位置付けたもの。平成30(2018)年6月制定、同年12月1日施行。

木の駅プロジェクト

「木の駅」と呼ばれる拠点集積所に持ち込まれた間伐材の対価を地域通貨で支払うことにより、林地残材の有効活用をすすめ、地域通貨による地域内経済の循環を図る取り組み。

共生

異なる種類の生物が、互いの行動や生理活動において緊密な関係を保ちながら生活している現象のこと。自然保護や整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させること。

協働

市民、地域住民組織、事業者、行政郎の地域社会を構成する多様な主体が、お互いの存在意義を認識し、尊重し合い、お互いの持てる能力を發揮し、ともに手を携えてまちづくりなどに取り組むこと。

郷土の森

地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資することを目的とした保護林のこと。

クールチョイス(COOL CHOICE)

低炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

クールビズ・ウォームビズ

クールビズとは、政府が普及を呼びかけている、ノーネクタイ、ノー上着を中心とした夏のビジネス用軽装の愛称のこと。また、ウォームビズとは、過度に暖房に頼らず、摂氏20度の暖房の適温でも暖かく働きやすい取り組みのこと。地球温暖化防止のために、オフィス等の冷暖房設定温度を抑えて節電し、二酸化炭素(CO₂)排出量を減らすことを目的としている。

クリーンエネルギー

電気、熱等に変えても二酸化炭素、窒素酸化物等の有害物質を排出しない、または排出量が少ないエネルギーのこと。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電等が挙げられる。

クリーンエネルギー自動車

化石燃料以外の燃料を使用したり、化石燃料の使用量を少なくすることで、地球温暖化や大気汚染の原因となる二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NO_x)等の排出量を少なくした自動車のこと。

グリーン購入

商品を購入する際に、価格・機能・品質だけでなく環境も重視して、できるだけ環境負荷が少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

クリーン農業（ぎふクリーン農業）

有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業のこと。

グリーンマーケット

自然や環境について楽しみながら理解を深めることを目的として、高山市快適環境づくり市民会議が行うイベントの一つ。

原子力発電

核燃料(ウランやプルトニウム)が核分裂反応をする際に発生する大量の熱を利用して水を沸騰させ、そこで発生する蒸気で発電を行うこと。

建設資材リサイクル法

特定の建設資材の分別解体等と再資源化等を促進することを目的に制定された法律。

小型家電リサイクル法

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を確保するために制定されたもので、回収した小型家電に含まれる「レアメタル」（希少金属）を取り出し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源の再生利用を図ることを目的としている。

【さ行】

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材等、自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされている。

里山林

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用され

ることにより、維持管理されてきた森林のこと。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、建設廃材、畜産業に係る動物の糞尿等のこと。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

酸性雨

二酸化硫黄(SO₂)や窒素酸化物(NO_x)等を起源とする酸性物質が雨・雪・霧等に溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のこと。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えるとされる。

シーオーディー(COD)

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、薬品(酸化剤)で化学的に分解させ、その時に消費される酸素の量を表したものをCOD(化学的酸素要求量)という。有機物が多いほど、有機物を分解するために必要な酸素の量は多くなる。つまり、このCODの数値が大きいほど水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。環境基準では、海域や湖沼の汚濁指標として採用されている。

ジオパーク

ユネスコの支援によって設立された「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園を世界ジオパークという。地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求される。国内には、世界ジオパークとは別に、日本ジオパーク委員会により認定を行う日本ジオパークがある。

市街地景観保存区域

歴史上意義を有する建築物等が周囲の自然的環境と調和し、高山市の伝統と文化を具現及び形成している地域として指定された区域のこと。

事業系一般廃棄物

商店、事務所、工場等から排出される廃棄物のうち、廃掃法で指定された19種類の産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

資源ごみ

紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布等、再生利用可能なごみのこと。

自然エネルギー

今まであまり使用されていなかった太陽の光や熱、風の力等、地域に存在する豊かな自然現象から得られるエネルギーのこと。今まで捨てていた資源(家庭や事業所からでるごみ等)を利用するリサイクルエネルギーを含め「再生可能エネルギー」ともいわれる。

自然環境学習

市内の豊かな自然を有する森に入山することをとおして、自然を体感し、生物多様性や自然環境に対する理解を深め、高山を守り育てていくための人づくりに資することを目的とした高山市での取り組みの通称。

自然公園

すぐれた自然の風景や生物の多様性において、これを保護し確保することを国及び地方公共団体の責務とした「自然公園法」に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。

指定文化財

文化財保護法や文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財のこと。「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」の5種類があり、学術的、歴史的に貴重なもの。

重要伝統的建造物群保存地区

日本の文化財保護法に規定する文化財種別のひとつで、市町村が条例等により決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもののこと。

循環型社会

資源の有効利用と廃棄物対策等推進のため「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費を抑制し、環境への負荷低減をめざす社会のこと。

省エネルギー

石油、石炭、森林等の限りある資源エネルギーの消費を極力少なくするため、より少ないエネルギー消費量で同様の社会的・経済的効果を得られるようにする取り組みのこと。

省エネルギー基準(次世代省エネルギー基準)

国が定める断熱化基準の通称のことで、住宅全体の断熱性能に関する「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断と基準」及び、外壁、窓等の断熱性能に関する「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」によって定められている。

浄化槽

し尿等の生活排水を、微生物の働きなどを利用して浄化する施設のこと。し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿と炊事、風呂、洗濯からの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に制定された法律。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因とされる。食品ロスを減少することにより、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷の低減効果があるとされる。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、再生可能エネルギーのうち技術的には普及段階にあるものの、経済性等の面での制約から普及が進展しておらず、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギーとして指定されたもの。

親水性

河川等で水に触れたり、接したりすることで水に親しむことができる能力や機能のこと。

森林経営計画

森林所有者や森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画のこと。

森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とした保護林のこと。

水源かん養林

雨水を吸収し蓄えることで、良質な地下水に浄化するとともに、河川へ流れ込む水の量を安定させ洪水や渇水を防ぐ働きをもつ森林のこと。

水質汚濁防止法

国民の健康を保護し生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として制定されたもので、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水について規制するとともに、排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の損害賠償の責任について定めた法律。

スリーアール(3R)

環境への負荷の少ない循環型社会を形成するために、廃棄物処理に関して行う3つの取組みのこと。「発生抑制(Reduceリデュース)」「再使用(Reuseリユース)」「再生利用(Recycleリサイクル)」のことで、これら3つの頭文字をとって「3R(スリーアール)」という。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつ。河川、湖沼、海域等の各公共用水域について、その利用目的に応じたものであり生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、pH(水素イオン濃度指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、n-ヘキサン抽出物質、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素)、大腸菌群数、全窒素、全リン等の基準値が設定されている。

生活環境保全林

荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木の植樹、歩道や利用施設の整備を行うことにより、市民の保健休養や自然観察の場として利用することを目的にした森林のこと。

生活雑排水

水質汚濁防止法によれば、炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水を生活排水としていますが、この生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。水質汚濁の原因として、生活雑排水が大きな位置を占めることから、下水処理施設の整備や個人生活の配慮なども必要となっています。

生態系

ある地域における食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を、総合的にとらえた生物社会のまとまりを示すもの。

生物多様性

地球上にはさまざまな個性や違いを持つ生き物が存在すること。また、人間も含めたその生き物たちが直接的または間接的につながっていること。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、

豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的として、平成20(2008)年6月に制定された法律。

世界自然遺産

世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等が対象とされ、世界遺産条約に基づきユネスコが登録するもの。世界自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種の分類を示すもの。一般的には、レッドデータブックに記載されている動植物種全般に対して使われているが、種の存続の危機状況に応じて、1) 絶滅の危機に瀕している「絶滅危惧種」、2) 現在の状況が続けば近い将来絶滅に瀕する「危急種」、3) 生息条件の変化によって容易に「危急種」あるいは「絶滅危惧種」に移行する可能性のある「希少種」等に分類されている。

造山運動

プレートの運動によって日本アルプスのような大規模なしゅう曲や断層が発達した山ができる運動のこと。

【た行】

ダイオキシン

有機塩素系化合物の一種である、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)を略してダイオキシンと呼んでいるが、ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によって200種以上もの同族体が存在する。

大気汚染防止法

生活環境を保全し、人の健康保護を目的として、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、大気の汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。

大腸菌群数

大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数で、人や動物の腸管内に常在する一群を大腸菌群数と呼び、生活環境項目の一つとして水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標となる。

高山市水道水源保全条例

水道水源の水質の汚濁を防止し、安全で良質な水およびその水量を確保するため、水源の保全を図り、清浄で豊かな水道水を将来にわたって市民が享受できることを目的として、平成26(2014)年12月に制定した条例。

高山市の緑を守り育てる条例

市の緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進及び緑地の保全に関し必要な事項を定めた条例。

高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例

市民や事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的に制定された条例。市全域でのたばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置、路上喫煙禁止区域での路上喫煙をそれぞれ禁止している。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地殻変動

地球内部のエネルギーによって地殻（地球の表面を形作る岩石の層）が変形・変位を起こす運動のこと。

地球温暖化

大気に含まれる二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスは、太陽エネルギーで暖められた地球からの熱を吸収し、再放射することによって地表温度を保っているが、石油等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の平均気温の上昇や気候変動などが生じること。

地球環境問題

国や地域を越えて地球規模で広がり、地球全体に影響を及ぼす環境問題をいう。酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯雨林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが代表的な地球環境問題とされている。

蓄電池

充電することにより電気が蓄えられ電池として使用できるとともに、放電後に再度充電することによって繰り返し使うことができる電池のこと。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために捕獲を禁止する区域のこと。この区域においては、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを「特別保護地区」に指定し、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を制限している。

千代田区と高山市との森林整備実施に係る協定

千代田区と高山市が相互に連携協力して、高山市内における森林整備（間伐等）を行うことで、育成した森林の二酸化炭素吸収により温暖化対策推進に寄与することを目的に締結されたもの。協定の対象区域内において、毎年度10haの間伐作業を10年間継続的に実施し、それにより増加した森林の二酸化炭素吸収量を千代田区内からの二酸化炭素排出量と相殺するもので、事業経費より、国・県の補助金部分を差し引いた経費を高山市と千代田区が双方折半する。

積まマイカー（間伐材収集運搬事業）

高山市内の間伐材中間集積所（木の駅）に集められた間伐材の運搬を支援することにより、間伐材の木質バイオマスエネルギー利用を促進するとともに林地残材の有効活用をすすめ、地域通貨による地域内経済の循環を図る取り組みの通称。

低炭素社会

二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のこと。

デポジット方式

缶・びん等の保証金を上乗せして販売し、それらの改修の際に保証金を返金する制度のこと。

デマンド運行

予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車のこと。排出ガスが一切なく、発電所での排出ガスを考慮しても低公害性が高く、走行中の騒音も大幅に減少されている。

天然記念物

学術上貴重で価値の高いものとして、文化財保護法に基づき指定されたもので、動物（生息地、繁殖地、飛来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）があります。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されています。また国指定のほか、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもあります。

特定外来生物

外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐

れがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物のこと。

特定フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素および塩素が結合した化合物の総称で、約20種類のうち特にオゾン層を破壊する力の強い5物質を特定フロンと呼ぶ。

【な行】

内陸型

内陸とは海から遠く離れた地帯のことで、内陸型気候は一般的に、夏冬、昼夜の寒暖の差が大きく雨量は少ないとされる。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

日本海型気候

日本列島の日本海側にみられる気候のことで、冬は雪が多く、夏は晴天が多いとされる。

燃料電池自動車(FCV)

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

農地転用許可

農地の転用とは、農地を農地以外の用途に転換することをいい、転用する場合は農地法第4条または農地法第5条による許可が必要となる。

ノーマイカーデー

一定の月日や曜日、または期間を定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけることで交通渋滞の緩和や大気汚染の抑制を目的とする取り組みのこと。

野焼き

元来は、牛馬の放牧や採草地としている野草地に、火を入れて焼く作業のことをいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを一般的に「野焼き」という。

【は行】

ばい煙

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじんおよびカドミウム等の有害物質のことをいう。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)のことで、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。「生物由来の有機資源」とは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水(H₂O)と二酸化炭素(CO₂)から、生物が光合成によって生産した有機物のこと。

廃掃法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物処理法ともいわれる。廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物に分類し、排出者の責任による適正な処理を定めている。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジン又はディーゼルエンジンのような内燃機関と、電気モーター等の原動機を併用し、それぞれの利点を生かすことで省エネと低公害を実現している自動車のこと。大気汚染物質の排出量は少なく、低燃費であるため温室効果ガスの排出も低減されている。電気については、走行中に充電し外部からの充電は不要。

パリ協定

平成27(2015)年にパリ郊外で開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること、また21世紀後半には人間活動による温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることの、2つの大きな目標を掲げている。

ビーオーディー(BOD)

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、環境基準では河川の汚濁指標とされている。水中に含まれている有機物が、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量で、Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。有機物が多いほど微生物が消費する酸素の量が大きいため、この数値が高いほど有機物の量が多く、水質が汚濁していることを示す。

飛騨高山まちの体験交流館

市民や観光客の交流、伝統文化や地場産業の振興を図ることを目的とした施設。歴史的価値のある建物を活用し整備した施設内で、一位一刀彫、有道しゃくし、庖丁道の実演・体験や、さる

ぼぼ、組紐、木版画などの体験ができる。

飛騨高山まちの博物館

城下町の形成と町家文化をテーマに高山の成り立ちや、継承されている文化等を展示する博物館。14の展示室には、高山祭や町家、城下町の成り立ちなど、また郷土ゆかりの文人や美術、飛騨にゆかりの深い円空等それぞれのテーマで展示されている。

ファンド(再生可能エネルギーファンド)

再生可能エネルギー普及のために出資を募り、集めたお金を太陽光発電所等の設備の設置などの事業に投資する仕組みのこと。

浮遊粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。

不法投棄

廃棄物を決められた方法で処理するのではなく、農地や山林等に不法に捨てることをいう。廃掃法では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源等から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO₂や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車のこと。

フリーマーケット

公園等を会場に、市民が中古品や不用品等を持ち寄って売買や交換を行う市のこと。各家庭などに眠っている不用品を捨てずに持ち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量や資源の再利用につながる運動。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンという。熱媒体(冷房・冷蔵)や電気部品の洗浄剤、噴霧(スプレー)等に使用されていたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから様々な条約や法律によって使用には大幅な制限がかけられている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン」と呼ぶ。

分別収集

家庭から排出されるごみを、市町村が行う処理方法に応じて分類して収集すること。可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源ごみ等、分別にはいくつもの方法がある。ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また資源化、再利用のためにも有効となる。

ペレットストーブ

木材工場から排出される樹皮やおが粉、端材等の残材、廃材を細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して棒状に固めて成形した固形燃料(木質ペレット)を燃料としたストーブのこと。

保安林

森林法に基づき、水源かん養、砂防、風水害の予防、風致保存、生活環境の保全などの特定の公共目的のために、農林水産大臣または都道府県知事によって保護指定された森林のこと。保安林においては、その保全と適切な施業による保安機能の確保のため、伐採・放牧・土石採掘などが制限されている。

保護林制度

保護林とは原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野のこと。保護林は、(1)森林生態系保護地域、(2)森林生物遺伝資源保存林、(3)林木遺伝資源保存林、(4)植物群落保護林、(5)特定動物生息地保護林、(6)特定地理等保護林、(7)郷土の森の7種類に分類される。

【ま行】

緑のパートナー制度

自主的に公園等の清掃、草取り等を活動している方を緑のパートナーとして登録し、花苗や樹木等を支給する高山市の制度。

水の日

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的に国が定めた日。毎年8月1日を「水の日」、この日を初日とする一週間を「水の週間」として全国的に水に関する啓発行事を実施。平成26(2014)年に施行された水循環基本法によって法定化された。

みどりの保全契約

市街地の緑地の保全が必要な区域で、500㎡以上の山林所有者等と保全契約を締結し、保全契約緑地奨励金を交付することで緑地の保全を図る高山市の制度。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

港区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで、港区内での二酸化炭素(CO₂)固定量の増加と国内の森林整備の促進によるCO₂吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献する制度のこと。この制度では、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締

結した自治体から産出される協定木材の使用を特に推奨している。

メタン

水田や湿地帯、家畜、森林火災や化石燃料消費により発生する無色・無臭の可燃性の気体で、地球温暖化の主な原因となる温室効果ガスの一つ。

木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、主に、樹木の伐採や造林時に発生した枝、葉等の林地残材や製材工場等から発生する樹皮等がある。

【や行】

山の自然学校

自然に関する専門家の案内により、ふるさとの山をめぐり、四季それぞれいろいろな生き物や自然の姿を観察し、ふるさとの自然について学ぶことを目的に開催する高山市での取り組みの通称。

山の日

「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨に、平成26(2014)年に制定され、平成28(2016)年から施行された日本の国民の祝日の一つ。高山市は山の日制定を目的として設立された全国「山の日」協議会に設立当初より参加。

有害物質

人間の健康に被害を与えるおそれがある物質のこと。有害物質には急性毒性をあらわすものや、生体内に蓄積されて慢性毒性をあらわすもの等がある。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム(六価)、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等を有害物質に指定している。

ユニバーサルデザイン

最大限可能な限り全ての人々に利用しやすい環境と製品のデザインのこと。バリアフリーはもともとあったバリア(障害)を取り除くことであるが、ユニバーサルデザインは最初から取り除かれているもの。

ユネスコ

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関:UNESCO)は、各国国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関のこと。

ユネスコエコパーク

ユネスコエコパーク(生物圏保存地域:BR(Biosphere Reserves))は、昭和51(1976)年にユネスコが開始した、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする取り組みのこと。

ユネスコ無形文化遺産

芸能(民族音楽・ダンス・劇など)、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などの無形の文化遺産を保護するために、ユネスコが「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」を策定し、その保護をすすめようとするもので、平成28(2016)年12月に「高山祭の屋台行事」を含む日本の「山・鉾・屋台行事」の登録が決定した。

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物について、減量化及びリサイクルを推進し、循環型社会の構築をめざすため「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」として制定。家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者は分別排出」し、「市町村は分別収集」し、「事業者は再商品化(リサイクル)」するという役割分担を規定し、より効果的なリサイクルシステムの推進を図るもの。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式や営み方。また、人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方のこと。

リサイクル

不用となった廃棄物を、そのまま、または加工するなど、なんらかの必要な手を加えて再度活用すること。

リサイクル法

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制、並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関して定められたもの。正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、循環型社会を構築するために、事業者は、再生資源及び再生部品を利用することを責務とし、消費者は、製品をなるべく長期間使用し、再生資源及び再生部品の利用促進の努力を責務としている。

リターナブル容器

返却されることにより再利用が可能な容器のこと。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販

用語集

売等の自粛、製品の長寿命化等の取り組みが、また消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めるなどの取り組みが必要とされている。

リユース

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。また、修理して使ったり、使用しなくなっても必要としている人に譲ったりして、長く使用することもリユースとなる。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝や葉、梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めることにより、野生生物の保全を図る目的のため、環境省が作成・公表したレッドリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)を基に、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。

